

夕張市下水道事業経営戦略

(平成29年度 ~ 平成38年度)

平成29年(2017年)3月

夕張市

夕張市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 夕張市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年3月31日(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	10.4	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(随北処理区)		
処 理 場 数	1箇所(平和浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年3月に公共下水道事業計画を見直し、計画区域面積33.0haの削減を行うとともに、予定処理人口及び計画汚水量の変更、事業計画年の延伸を行った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8m ³ まで:2,007円 超過使用料 1m ³ 増毎:250円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	無し						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	浴場 基本使用料 100m ³ まで:4,525円 超過使用料 1m ³ 増毎:45円						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,880	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,716	円
	平成26年度	5,008	円		平成26年度	4,840	円
	平成27年度	5,008	円		平成27年度	5,373	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在6名で、水道事業・下水道事業に兼務してあたっています。人件費の予算措置については、公共下水道事業会計に2名置いている状況です。
事業運営組織	平成15年7月1日に水道課と下水道課の統合、その後業務委託を実施しつつ職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設運転維持管理委託業務、汚泥処理委託業務、消防用設備保守点検業務、電気工作物保安管理業務を民間業者に委託しています。 各種委託業務一本化することで、事務の効率化と経費の削減に努めました。
	イ 指定管理者制度	現在の包括的民間委託を継続していく予定ですので、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の包括的民間委託を継続していく予定ですので、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業規模(施設、処理量)が小さいことから、エネルギー利用(下水熱利用、下水汚泥再生利用など)については、費用対効果が図れないと判断しました。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う収益が確保できるか不明なことから未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

本市下水道事業は、赤字を解消するため財政再建計画(平成18年度策定)に基づき、平成19年度から全道一の使用料金の改定及び行政のスリム化に伴う職員数の削減と全国最低水準を超える給与削減を行い、下水道工事を取りやめ、維持管理工事についても発生主義で対応するなど平成20年度までの3年間で大幅な経費削減を図ってきたところです。

経営戦略においては、引き続きこうした取り組みを基本としつつ、下水道の安全安心な維持管理の観点から、施設の維持管理については、平成20年度から国において下水道長寿命化支援制度という、部分更新により耐用年数の延伸を図る新たな交付金制度が創設されたことから、この制度を活用し施設状況に応じた長寿命化計画を立てるなど、更なる経費削減に取り組んでいくと共に、なお不足する金額分については、一般会計からの繰入れにより収支の安定を図る。一個別外部監査結果報告において経費(特に維持管理費)に関してこれ以上大幅な削減の余地はないと報告された。

1. 収入の増加に関する事項

- ・今後も未納者に対しては、給水停止の処分を実行するなど歳入確保に積極的に取り組んでいきます。
- ・積極的な企業誘致を進める市の方針もあり、広報活動などによる水洗化の促進を促すなど、更なる水洗化率の向上に努めます。

2. 支出の削減に関する事項

- ・適正な職員体制の確保と人件費の抑制を図っていきます。
- ・利率の高い公債については、平成19年度及び20年度において公的資金補償金免除繰上償還により金利を削減したところですが、今後もこのような制度を活用し適切に対応していきます。
- ・包括的な民間委託の継続により、民間企業のすぐれた技術力や経営ノウハウを活用し、経費の削減に努めます。
- ・施設の維持管理については、国の交付金制度を活用した計画に基づき、更なる経費の削減に取り組んでいきます。

3. その他

- ・公共下水道事業会計として努力してもなお単年度収支において不足が生じる場合、一般会計から繰入により収支均衡を図っていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

交付金事業に関しては長寿命化計画を基に計画期間内実施することを見込みました。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

下水道事業の管理運営上必要とされる、マンホールポンプの更新、浄化センターの機器更新にかかる建設費、事業計画の見直しに係る経費を見込みました。管渠施設については耐用年数を超えていないため、老朽管更新については今後検討します。

・防災・安全対策に関する事項

平成28年度に災害時に早急に事業復興の回復を図るBCP計画を策定します。

・その他

当市の予算については再生計画にて作成されていることから、毎年度状況を鑑み次年度予算へ反映させていきます。その際には経営戦略も随時見直します。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

交付金事業に係る国庫補助金及び企業債収入を計画期間内計上しています。また、一般会計からの繰入を極力減らすよう、確実な使用料収納と資本費平準化債の発行を計画しています。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により今後の使用料収入増は困難ですが、収納率の向上及び水洗化の促進を図ることを見込んでいます。また、消費税増に伴う使用料改定は実施しますが、平成19年に全道一の料金設定に改定をしたことから、期間中の増額改定は見込んでおりませんが、料金の適正化について定期的に検証していきます。

・企業債に関する事項

建設改良費については下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の1/2ずつで、資本費平準化債については今後の発行可能額以内で計画しました。

・繰入金に関する事項

地方交付税において措置される額を基準として繰入れる基準内繰出しのほか単年度収支不足額を繰入れするよう見込みました。引き続き経費の削減には努力を積み重ねていきます。

・その他

当市の予算については再生計画にて作成されていることから、毎年度状況を鑑み次年度予算へ反映させていきます。その際には経営戦略も随時見直します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

施設の維持管理については、既に包括的民間委託を導入し経費の削減を図っていることから、今後も継続する見込みで算定しました。

・職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から現行職員数は変えずに見込みました。経費については、再生計画計上額となっております。

・修繕費に関する事項

再生計画策定時に策定した修繕計画に基づき計上しました。

・委託費に関する事項-包括的民間委託にて記載済み

・その他

当市の予算については再生計画にて作成されていることから、毎年度状況を鑑み次年度予算へ反映させていきます。その際には経営戦略も随時見直します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については周辺自治体下水道処理区域などの距離などから、本市としてのメリットがないため、難しい状況です。
投資の平準化に関する事項	今後も長寿命化計画を更新し、交付金事業を活用しながら改築を実施していきます。管渠については、期間内に耐用年数を超えるものはありませんが、現状を注視しながら検討を行っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の包括的民間委託を継続していきます。
その他の取組	雨水整備は、道路部局と連携し効率的な整備を今後も務めていきます。管路の巡視点検についても、道路部局との連携により不具合の早期発見に努めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は公営企業としての独立採算性の達成のためには、経営努力による運営の効率化を図ったうえで、適切な使用料を算定することが必要であるが、夕張市の場合、処理区域内人口が少ないため、汚水処理費の全てを使用料金によって賄うと著しく高額な使用料金を設定しなければならなくなる。 平成19年度財政再建時にあたって、全道一の料金設定としたところであり、これ以上過度に受益者に負担させることは夕張市の人口減少をさらに加速化させ地域崩壊を招き、結果として財政再生が達成できなくなることから、今後も給水停止や個別相談の実施により使用料の納入促進に努め、料金改定については、実情を勘案して回収すべき経費の範囲を明確にした上で、議会に説明し対応していく。
資産活用による収入増加の取組について	現在、収益が確保できる資産がありません。
その他の取組	建設改良に当っては、国の交付金事業制度や交付税措置の有利な起債を活用するなど、適切な財源確保に努めてまいります。 未納者に対しては、納入相談など実行可能な支払計画書を作成させ、生活困窮者など個々の事情を勘案した上で、支払い計画不履行者の場合に給水停止の処分を実行するなど適切な未納対策をとり歳入確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の包括的民間委託を継続していくことにより、民間企業のすぐれた技術力やノウハウにより経費の削減に努めます。
職員給与費に関する事項	現在の2名体制を維持すると共に、職員の資質向上を図るため、積極的に各種研修に参加し、得た技術、知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。 また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。
動力費に関する事項	包括的民間委託の一部として含まれております。
薬品費に関する事項	包括的民間委託の一部として含まれております。
修繕費に関する事項	施設の維持管理において、緊急的に実施しなければならない修繕が発生した場合は、修繕計画を時点修正して対応することとしております。
委託費に関する事項	平成20年度からは、従来の平和浄化センターの運転管理・維持管理業務に各種のユーティリティ(動力費、薬品費等)の調達・管理を加えた包括的な民間委託の導入により一層の経費削減を図っており、今後においても包括的民間委託を採用し、契約時に際して契約内容を見直すなどして、経費削減・安定的支出を図ります。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる取り組みについて費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	期間内であっても、行財政や社会経済に関する環境の変化等により内容を見直す必要が生じた場合には、速やかに本計画を変更するものとする。
---------------------	---

経営比較分析表

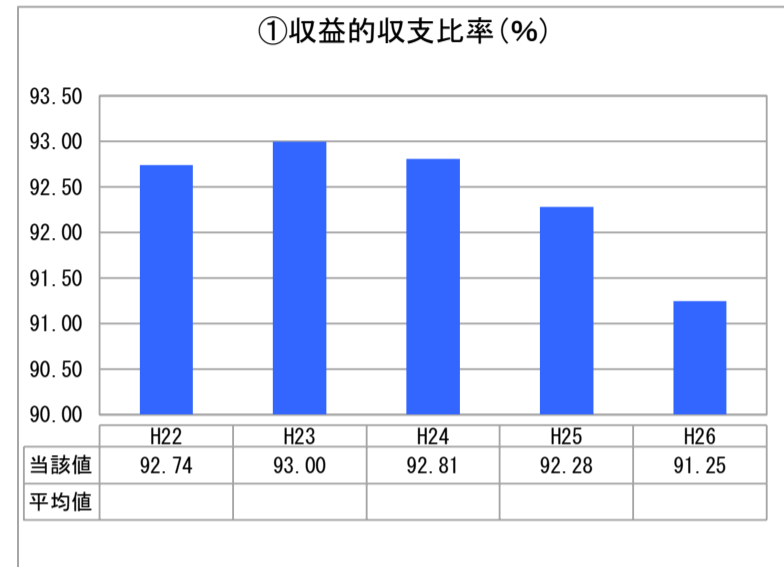
北海道 夕張市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	28.05	68.98

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,440	763.07	12.37
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,626	2.48	1,058.87

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



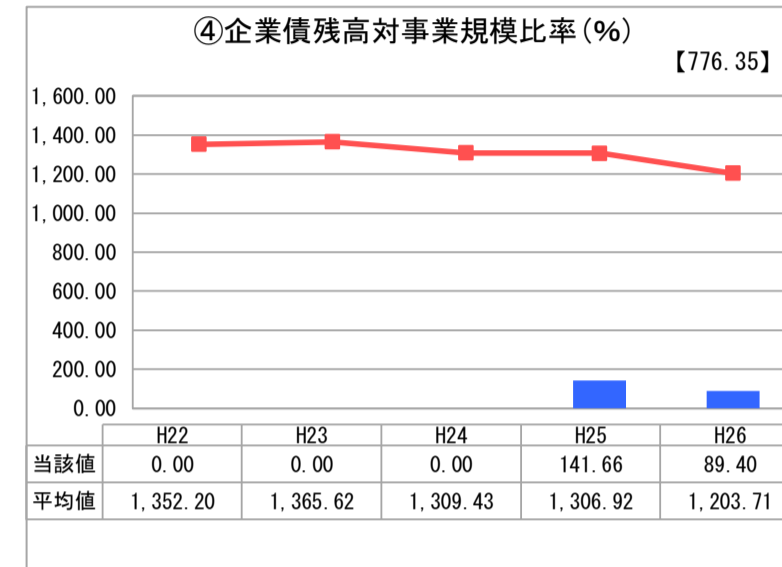
「単年度の収支」



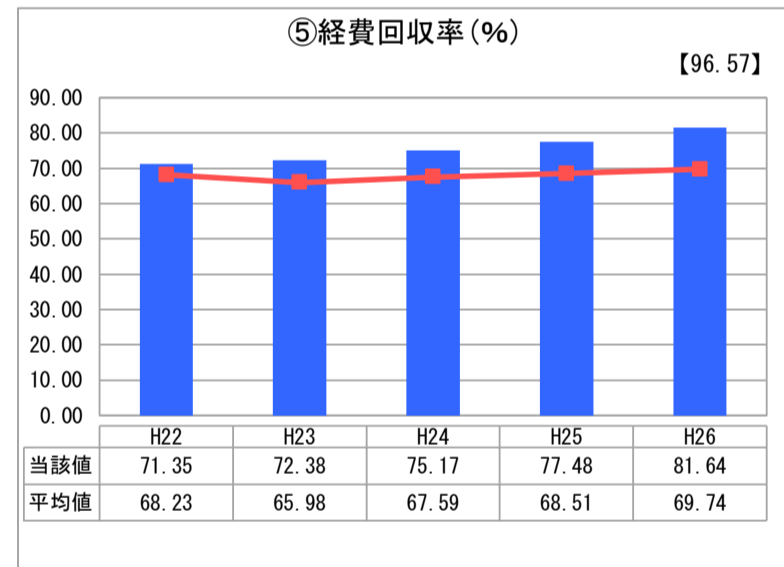
「累積欠損」



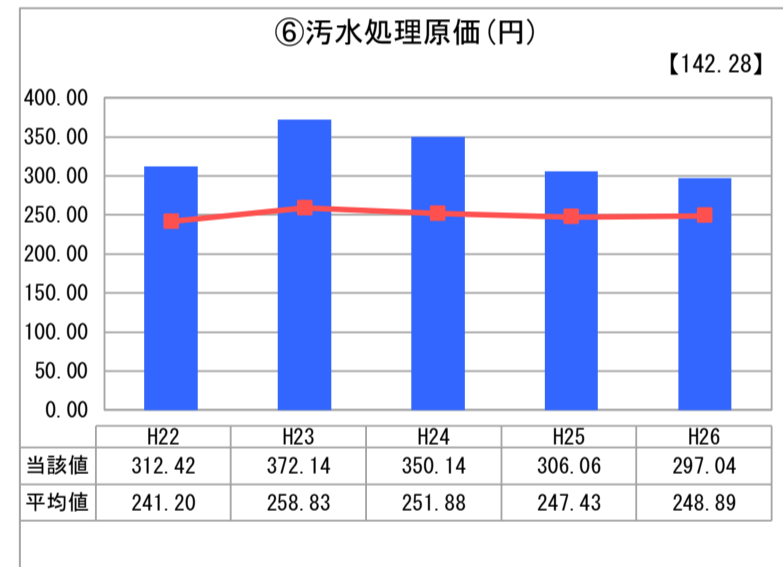
「支払能力」



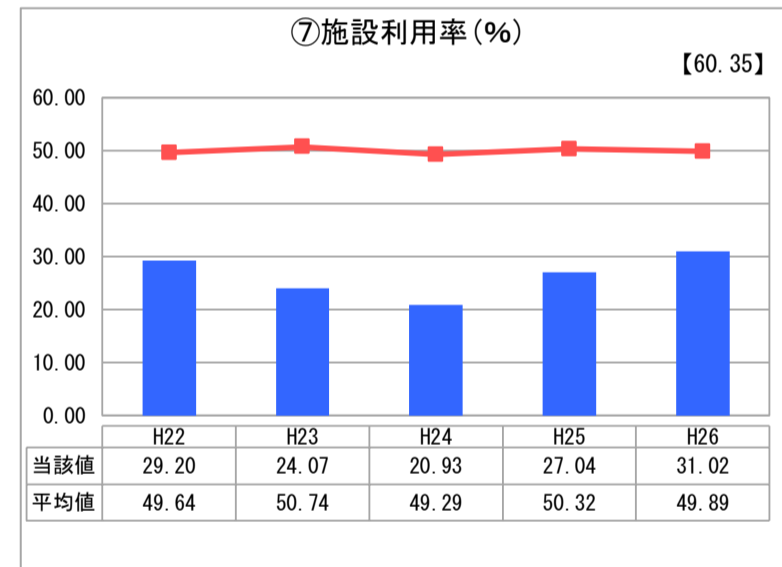
「債務残高」



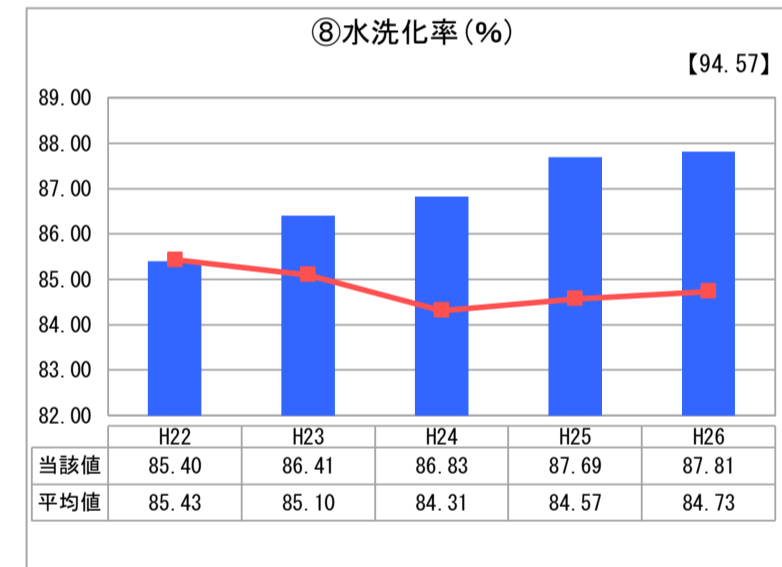
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

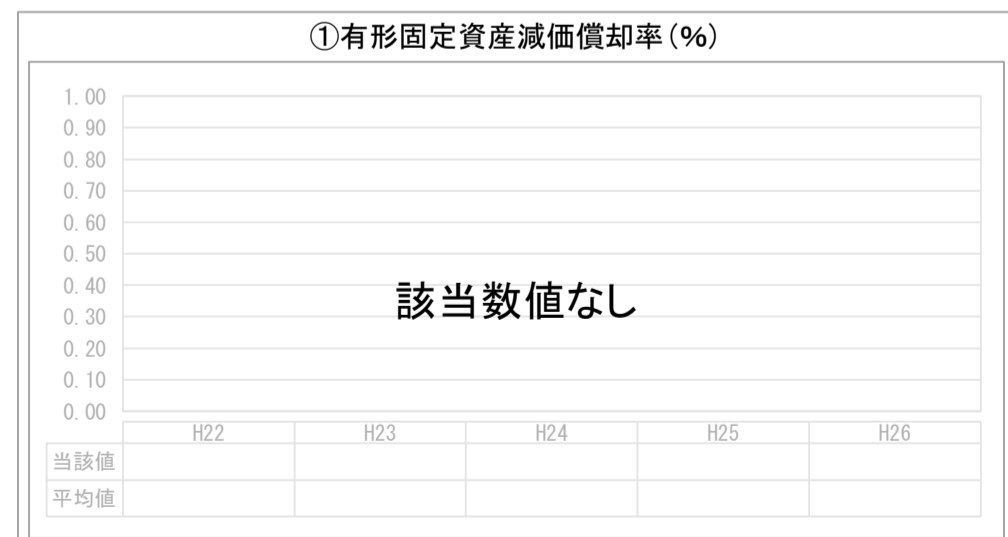


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

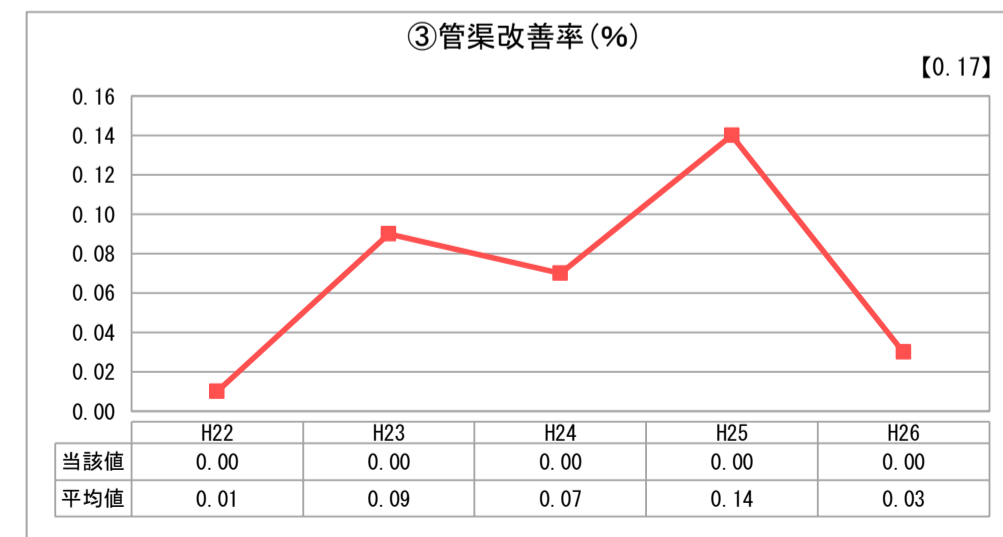
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 収支状況が悪化しているため、さらなる経費節減及び収入確保が必要がある。
- ② 類似団体と比較して低い数値で推移している。
- ③ 類似団体と比較しても高い数値となっているおり、毎年改善傾向がある。
- ④ 地理的要因等によって、類似団体と比較しても高い傾向にある。
- ⑤ 処理水量の減少により、類似団体と比較しても低い数値にある。
- ⑥ 現在処理区域内において、類似団体と比較しても高い数値となっている。

2. 老朽化の状況について

- ③ 類似団体平均を下回っている。管渠については、法定耐用年数が経過するまで期間があるが、今後、計画的な更新を検討する必要がある。

全体総括

当市の下水道事業の経営は、使用料以外の収入で賄っている部分があるため、健全・効率的な経営のために、今後は収納率の向上及び経費節減に向けた取り組みを行う必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

(単位：千円・%)

区 分		年 度										
		本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	226,804	203,949	188,173	175,863	169,058	164,622	163,976	174,541	172,594	154,769	137,181
	(1) 営 業 収 益 (B)	55,656	52,696	51,189	49,725	48,303	46,858	45,457	44,098	42,780	41,501	40,260
	ア 料 金 収 入	55,656	52,696	51,189	49,725	48,303	46,858	45,457	44,098	42,780	41,501	40,260
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ その他											
	(2) 営 業 外 収 益	171,148	151,253	136,984	126,138	120,755	117,764	118,519	130,443	129,814	113,268	96,921
	ア 他 会 計 繰 入 金	171,123	151,241	136,978	126,138	120,755	117,764	118,519	130,443	129,814	113,268	96,921
	イ その他	25	12	6								
	2 総 費 用 (D)	104,182	99,513	96,860	92,361	90,513	86,621	84,272	86,968	86,994	83,803	82,599
	(1) 営 業 費 用	74,814	70,157	69,738	68,883	70,014	69,055	69,314	69,977	69,787	69,521	69,256
	ア 職 員 給 与 費	12,653	12,104	12,216	12,307	12,386	11,714	11,801	11,881	11,955	11,955	11,955
	イ うち退職手当											
イ その他	62,161	58,053	57,522	56,576	57,628	57,341	57,513	58,096	57,832	57,566	57,301	
(2) 営 業 外 費 用	29,368	29,356	27,122	23,478	20,499	17,566	14,958	16,991	17,207	14,282	13,343	
ア 支 払 利 息	29,268	27,821	25,631	22,029	19,092	16,201	13,634	15,726	15,961	13,073	12,170	
イ うち一時借入金利息												
イ その他	100	1,535	1,491	1,449	1,407	1,365	1,324	1,265	1,246	1,209	1,173	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	122,622	104,436	91,313	83,502	78,545	78,001	79,704	87,573	85,600	70,966	54,582	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	43,649	41,759	44,809	50,028	53,885	60,449	449,820	229,500		18,000	18,000
	(1) 地 方 債	29,100	28,900	31,800	36,500	40,200	44,600	237,300	119,800		9,000	9,000
	資本費平準化債	22,600	19,900	22,800	26,500	30,200	32,600	32,600				
	(2) 他 会 計 補 助 金	3,097	3,234	3,378	3,528	3,685	3,849	4,020				
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,000	9,000	9,000	10,000	10,000	12,000	208,500	109,700		9,000	9,000
	(6) 工 事 負 担 金	6,200										
	(7) そ の 他	1,252	625	631								
	2 資 本 的 支 出 (G)	166,271	146,195	136,122	133,530	132,430	138,450	529,524	317,073	85,600	88,966	72,582
	(1) 建 設 改 良 費	18,200	18,000	18,000	20,000	20,000	24,000	417,000	219,400		18,000	18,000
	イ うち職員給与費											
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	148,071	128,195	118,122	113,530	112,430	114,450	112,524	97,673	85,600	70,966	54,582	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 122,622	△ 104,436	△ 91,313	△ 83,502	△ 78,545	△ 78,001	△ 79,704	△ 87,573	△ 85,600	△ 70,966	△ 54,582	

投資・財政計画

(単位：千円・%)

区 分	年 度										
	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)											
積 立 金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)											
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)											
実 質 収 支 黒 字 (P)											
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	89.91	89.57	87.53	85.42	83.30	81.87	83.32	94.53	100.00	100.00	100.00
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金不足額 (R)											
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	55,656	52,696	51,189	49,725	48,303	46,858	45,457	44,098	42,780	41,501	40,260
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 / (V) ×100)											
他会計借入金残高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)	996,463	897,168	810,846	733,816	661,586	591,736	716,512	613,863	630,912	654,546	670,930

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度										
	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分	171,148	151,253	136,984	126,138	120,755	117,764	118,519	130,443	129,814	113,268	96,921
うち基準内繰入金	149,915	133,888	119,422	108,121	100,429	97,158	96,465	102,406	100,668	87,783	75,114
うち基準外繰入金	21,233	17,365	17,562	18,017	20,326	20,606	22,054	28,037	29,146	25,485	21,807
資本的収支分	4,349	3,859	4,009	3,528	3,685	3,849	4,020				
うち基準内繰入金	3,097	3,234	3,378	3,528	3,685	3,849	4,020				
うち基準外繰入金	1,252	625	631								
合 計	175,497	155,112	140,993	129,666	124,440	121,613	122,539	130,443	129,814	113,268	96,921